

民法改正は与・野党の枠を越えて！ 院内集会アピール

選択的夫婦別姓制度導入や婚外子相続差別撤廃などを盛り込んだ民法改正は、法務大臣の諮問機関である法制審議会が1996年に答申したにもかかわらず、政府から法案が提出されないまま12年が過ぎました。

97年以降、自民党を除く各党が議員立法として法案を提出していますが、継続、廃案を繰り返し、現在にいたるまで法改正は実現していません。

もはや、夫婦同姓を民法で強制しているのは日本だけ、婚外子相続差別を民法で規定しているのも日本とフィリピンだけといわれています。とりわけ、日本における婚外子の出生割合は低く、諸外国で婚外子の割合が増加する中、日本は最も低い値となっています。

2003年3月の婚外子相続差別裁判の判決では、当時裁判長を務めた島田仁郎最高裁判所長官が「規定は違憲の疑いが濃く、相続分を同等化する法改正が速やかになされることを強く期待する」と立法府に託す補足意見を述べています。しかし、国会質疑では、婚外子相続差別撤廃の議論はほとんど行われていません。

また、内閣府が行った世論調査で夫婦別姓について賛否が拮抗しているとして後ろ向きの答弁が繰り返されています。ところが、その調査では、婚姻当事者年齢層においては夫婦別姓に賛成の割合が反対を大きく上回っており、反対しているのは60歳以上のみとなっています。

このように、実際には法改正を望む声が高いにもかかわらず、立法府において法改正の議論がなされていないことを、私たちは深く憂慮しています。

私たちは、この集会の参加者の総意として、民法改正案が提出され、今国会で法改正が与・野党の枠を越え実現するよう要望いたします。

2008年3月5日集会参加者一同